

藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
次の者を藤沢市民ギャラリー運営協議会委員に委嘱する。

2012年（平成24年）9月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	備考
ほしざき くにお 星崎 邦夫			学識 経験者	再任	元市民会館長
いざわ しょうじ 伊澤 昭治			市民 代表	再任	藤沢市社会教育委員
まえかわ ゆきお 前川 幸男			利用者 代表	再任	藤沢市美術家協会
ませ ちえこ 間瀬 千恵子			利用者 代表	新任	藤沢市書道協会
あいざわ のぶよし 相澤 演義			利用者 代表	再任	藤沢写真協会
ふじい のぶたか 藤井 信孝			利用者 代表	再任	神奈川県高等学校 美術工芸部会
おおば るりこ 大庭 るり子			利用者 代表	新任	藤沢華道協会

2 任 期

2012年(平成24年)10月1日から2014年(平成26年)9月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員が2012年(平成24年)9月30日をもって任期満了となるため、藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定により新たな委員を委嘱する必要がある。

参 考

藤沢市民ギャラリー条例 抜粋

(ギャラリー運営協議会)

第10条 ギャラリーの運営及び管理について諮問するため、教育委員会に属する附属機関として藤沢市民ギャラリー運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員(以下「委員」という。)7人をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。